

第20回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年4月23日  
 告示番号 第3号  
 会議年月日 令和2年4月27日  
 会議の場所 一関市役所 議員全員協議会室  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 藤 原 弘 子  
 局長補佐 佐 藤 正 浩  
 主 事 千 葉 星 夏

本日の案件 第20回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時30分

|   |   |   |
|---|---|---|
| 議 | 長 | <p>本日の出席委員は23名であります。<br/>                 定足数に達しておりますので、第20回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、8番 松岡 千賀子 委員より欠席の届け出がありました。</p>           |
| 議 | 長 | <p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>   |
| 議 | 長 | <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。<br/>                 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。<br/>                 (異議なしの声あり)</p>          |
| 議 | 長 | <p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に17番 藤原 美喜男 委員、18番 佐藤 多賀幸 委員を指名いたします。<br/>                 書記には、藤原補佐、千葉主事を指名いたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>議案審議に入ります。<br/>                 「報告第46号 専決処分の報告について」を上程いたします。<br/>                 局長より説明いたさせます。</p>                             |
| 局 | 長 | <p>報告第46号、専決処分の報告についてご説明いたします。<br/>                 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを</p>                   |

報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年4月20日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から、第21号までの21件、19名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第46号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

以上で報告第46号の説明を終わります。

次に、「報告第47号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第47号 農地現状変更届出の報告について、ご説明いたします。

農地現状変更届出指導要綱に基づく届出ではありますが、記載の第1号から第6号までの6件、9筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が3件、農業用施設の整備が3件です。

議

長

以上で説明を終わります。

以上で「報告第47号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

なければ、報告第47号の質疑を終わります。

議

長

次に、「議案第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局

長

議案第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、ご説明いたします。

最初に関地域に係る申請3件でございます。

第1号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり令和6年12月31日までの4年8ヶ月で、物納です。

第2号は、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が贈与により取得しようとするものです。

第3号は、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

なお、譲受人の経営面積は50a以下ですが、4月1日から下限面積の別段面積を10aと設定したことから、本件の申請が可能となったものです。

次に、大東地域に係る申請5件でございます。

第4号は、譲受人が今まで耕作管理していた農地で、贈与を受けて、引き続き管理していくものです。

第5号及び、第6号については、譲渡人と譲受人は、第5号は兄弟、第6号は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第7号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの5年8ヶ月です。

第8号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は令和6年12月31日までの4年8ヶ月で、賃借料は記載のとおりです。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 議 長             | <p>最後に、千厩地域に係る申請2件でございます。</p> <p>第9号及び、第10号は、耕作の利便性を図るため、お互いの農地を交換するものです。</p> <p>以上10件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第147号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いいたします。</p> |
| 22番<br>佐藤 圭一 委員 | <p>まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和2年4月13日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 齋藤、佐藤、農地利用最適化推進委員 阿部、木村、事務局職員 阿部主任主事、千葉主事でございます。</p>  |
| 議 長             | <p>報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。</p> <p>以上です。</p>  |
| 16番<br>小山 悦郎 委員 | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>大東地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和2年4月10日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 小山、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、佐藤委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 小野寺産業建設課主事。</p>   |
| 議 長             | <p>報告内容、第4号から第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。</p> <p>以上です。</p>  |
| 12番<br>佐藤 繁 委員  | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和2年4月10日、午前9時半より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、千</p>  |

葉委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 熊谷産業建設課主査。

報告内容、第9号から第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第147号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。

農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

本議案に係る申請は10件で、一関地域2件、花泉地域1件、大東地域3件、千厩地域2件、室根地域2件です。

第1号は、譲受人が宅地分譲7区画を整備したいので転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をする

ものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第4号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に隣接して設置するものであることから、転用に問題はないものと考えます。

第5号及び6号は、譲受人が自己住宅、住宅進入路及びラップサイレージ置場を建築・整備したいので転用申請するものです。

ラップサイレージ置場につきましては、譲受人の父親が酪農を営んでおり、その酪農を承継する準備として整備するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第7号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が軽油等貯蔵施設を整備したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第9号は、譲受人が太陽光発電設備を設置したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第10号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、10件の申請は、いずれについても農地法第5条第2項各号の規定に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第148号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

22番

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

佐藤 圭一 委員

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日と現地調査員は3条と同じですので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った

結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR山ノ目駅から約920mの位置にあり、周囲は市道、宅地となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第2号、申請地は、一関インターチェンジから約2.6kmの位置にあり、周囲は宅地、水路、公衆用道路となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条、花泉地域、現地調査報告を行います。

現地調査日は令和2年4月10日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 及川、佐藤、支所職員 後藤産業建設課主任の4名で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号について、申請地は、JR油島駅から約2.5kmの位置にあり、周囲は宅地、山林及び道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員については3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、大東支所から約1.5kmの位置にあり、周囲は農地、雑種地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思

議 長

18番

佐藤 多賀幸 委員

議 長

16番

小山 悦郎 委員

議 長  
12番  
佐藤 繁 委員

ます。

第5号、第6号については、申請地は、JR摺沢駅から約730mの位置にあり、農地、市道となっている。

申請人が自己住宅、宅地進入路及びラップサイレーン置場を建築・整備する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思います。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第7号、申請地は、JR千厩駅から約1.1kmの位置にあり、周囲は宅地、市道、雑種地となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はございません。

第8号、申請地は、JR小梨駅から約1.9kmの位置にあり、周囲は水路、市道、農地となっています。

申請人が軽油等貯蔵施設を整備する計画であり、排水は油水分離装置処理後、西側道路側溝へ放流することから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域の第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日につきましては令和2年4月10日、金曜日、午前9時半より、調査員につきましては千葉農業委員、私、藤原、農地利用最適化推進委員、熊谷委員、事務局職員、佐藤事務局長補佐、支所、畠山産業建設課長補佐、土屋主任主事。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第9号、申請地は、室根支所から約1.6kmの位置にあり、周囲は市道、農地となっております。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水の

議 長  
17番  
藤原 美喜男 委員



みであることから、周辺の農地には影響がないものと思われ  
ます。

第10号、申請地は、J R 矢越駅から7.4kmの位置にあり、周囲  
は道、宅地及び農地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の  
設置を予定していることから、周辺農地には影響がないものと思  
われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

なお、第8号について5番 鈴木 勝 委員が農業委員会等に関  
する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますの  
で、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
対する意見について」を第8号を除き許可相当と決する方は挙手  
願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第148号」を第8号を除き許可相当と決しま  
す。

議 長

次に、「議案第148号」第8号について審議いたします。

鈴木 勝 委員は退室願います。

(午後2時5分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第148号」第8号について許可相当と決する方は挙手願  
います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

議 長  
議 長  
局 長 補 佐

よって、「議案第148号」第8号を許可相当と決しました。

鈴木 勝 委員は入室願います。

(午後2時6分 入室)

鈴木 勝 委員に申し上げます。

「議案第148号」第8号は許可相当と決しました。

次に、「議案第149号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

議案第149号 一関市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、利用権貸借が44件、所有権移転が6件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が28件、集団案件が102件です。

初めに利用権貸借ですが、第1号から第9号までの9件は、一関地域に係る申請です。

第10号から第29号までの20件は、花泉地域に係る申請です。

第30号は、大東地域に係る申請です。

第31号から第38号までの8件は、東山地域に係る申請です。

第39号から第41号までの3件は、室根地域に係る申請です。

第42号から第44号までの3件は、藤沢地域に係る申請です。

次に所有権移転ですが、第1号と第2号の2件は、花泉地域に係る申請です。

第3号から第5号までの3件は、大東地域に係る申請です。

第6号は、藤沢地域に係る申請です。

次に農地中間管理機構との貸借で個別案件ですが、第1号から第12号までの12件は、一関地域に係る申請です。

第13号と第14号の2件は、花泉地域に係る申請です。

第15号と第16号の2件は、東山地域に係る申請です。

第17号から第27号までの11件は、室根地域に係る申請です。

第28号は、藤沢地域に係る申請です。

農地中間管理機構との貸借で集団案件ですが、第1号から第90号までの90件は、一関地域に係る申請です。

第91号は、花泉地域に係る申請です。

第92号から第102号までの11件は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりですのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第149号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第149号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第149号」は可と決します。

議 長

次に、「議案第150号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第150号 農用地利用配分計画案に係る意見についてのご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借の移転が170件です。

第1号から第153号は、一関地域に係る申請です。

第154号から第156号までの3件は、花泉地域に係る申請です。

第157号は、東山地域に係る申請です。

第158号から第163号までの6件は、室根地域に係る申請です。

第164号から第170号までの7件は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

|      |   |  |
|------|---|--|
| 議    | 長 | <p>以上で「議案第150号」の説明を終わります。</p> <p>なお、第148号、第149号について6番 佐藤 徹 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p> |
| 議    | 長 | <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>  |
| 議    | 長 | <p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第150号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を第148号、第149号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>                    |
| 議    | 長 | <p>満場です。</p> <p>よって、「議案第150号」を第148号、第149号を除き可と決します。</p>  |
| 議    | 長 | <p>次に、「議案第150号」第148号、第149号について審議いたします。</p> <p>佐藤 徹 委員は退室願います。</p> <p>(午後2時19分 退室)</p>  |
| 議    | 長 | <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>   |
| 議    | 長 | <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>  |
| 議    | 長 | <p>異議なしとのことですので、「議案第150号」第148号、第149号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>  |
| 議    | 長 | <p>満場です。</p> <p>よって、「議案第150号」第148号、第149号を可と決しました。</p> <p>佐藤 徹 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時20分 入室)</p>                                       |
| 議    | 長 | <p>佐藤 徹 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第150号」第148号、第149号を可と決しました。</p>  |
| 議    | 長 | <p>次に、「議案第151号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>   |
| 局長補佐 |   | <p>議案第151号 農地法の適用外であることの証明願に対する可</p>   |

否についてご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は6件で、一関地域3件、花泉地域1件、大東地域1件、室根地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過、又は農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われていると判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第151号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、現地調査の結果報告をお願いいたします。

22番  
佐藤 圭一 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR真滝駅から約890mの位置にあり、周囲は市道、宅地、農地となっております。

昭和56年頃から庭の一部として利用しており、既に農地性は失われていると思われま。

第2号、申請地は、JR山ノ目駅から約4.2kmの位置にあり、周囲は山林、市道、宅地となっております。

平成9年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われていると思われま。

第3号、申請地は、JR山ノ目駅から約7kmの位置にあり、周囲は宅地、水路となっております。

昭和48年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われているものと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

18番  
佐藤 多賀幸 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法適用外現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は5条と同じですので割愛をいたします。

議 長

16番  
小山 悦郎 委員

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、JR花泉駅から200mの位置にあり、周囲は公衆用道路及び宅地となっております。

平成10年頃から車庫及び駐車場として利用しており、既に農地性は失われておりました。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域、農地法適用外現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員については3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請地は大東支所から約2kmの位置にあり、周囲は宅地、用悪水路、市道となっている。

昭和57年頃から物置として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

17番  
藤原 美喜男委員

調査日、調査員につきましては第5条の報告と同じですので割愛をいたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地調査を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、室根支所から約1.5kmの位置にあり、周囲は市道、宅地、農地となっております。

平成10年頃から車庫として利用しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

|   |   |  |
|---|---|--|
| 議 | 長 | (異議なしの声あり)<br>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。<br>「議案第151号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。<br>(挙手満場) |
| 議 | 長 | 満場です。  |
| 議 | 長 | よって、「議案第151号」は可と決しました。<br>以上で議案審議が終了いたしました。<br>第20回一関市農業委員会総会を閉会といたします。<br>お疲れさまでした。<br>(午後2時28分閉会)        |

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員